

西尾市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

西尾市の人口は、国勢調査によると平成22年では165,298人、平成27年では167,990人となり、人口が増加している。年齢別では、平成27年の国勢調査によると15歳未満の年少人口14.5%、15歳以上65歳未満の生産年齢人口61.5%、65歳以上の高齢人口24.0%となっている。

産業構造をみると、西三河地域において著しい発展を遂げた自動車産業に関連する事業所が多数立地している。自動車産業以外にも、生産用機械やプラスチック、繊維など、幅広い産業が集積しているため、全国屈指のものづくりの拠点となっている。また、自動車関連産業を始めとする製造業のほか、地域ブランドとして知られる「西尾の抹茶」や「一色産うなぎ」「三河一色えびせんべい」など、農水産加工に関連した事業所の集積も特徴となっている。

中小企業者の実態は、近年、中心商業地に外部資本大型店の出店が続き、商業関係者、小規模事業者の経営状況は厳しさを増している。このような状況下、社会環境の変化や、商店主の高齢化、後継者不足等様々な問題がある。また、自動車業界は、車のEV化や人工知能(AI)による自動運転、シェアリングなどが進み、「百年に一度の変革期」と言われる。本市は、自動車産業に関連する中小企業が多いため、今後変革が進むと必要部品の数が大幅に減り、大きな影響が出ると見込まれる。

このように中小企業者にとって厳しい状況が続く中、本市としても、中小企業への支援策として、商工会議所や商工会を經由して、産業振興事業や経営改善事業などを実施している。また、商店街・中心市街地の活性化については、商業団体が実施するイベントや販売促進活動に対する補助を併せて実施している。金融面では、中小企業者の円滑な資金調達のため、愛知県の小規模企業等振興資金(マル振)、市独自で低利な西尾市中小企業経営安定資金(マル西)の融資制度を実施するとともに、信用保証料補助を充実させ中小企業の負担軽減を図っている。

(2) 目標

現在、市内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した経営基盤を構築するとともに、後継者が継承したいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

したがって、本市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、この制度を中小企業者に周知し、先端設備等の導入を促すことで、計画期間内の先端設備等導入計画の目標認定件数は、100件とする。

これにより、本市は県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、西三河南部地域の中核都市として更に経済発展していくことが期待できる。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）の目標伸び率は年平均3%以上とし、5年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である5年後までの労働生産性向上の目標伸び率は15%以上、計画期間が3年間の場合は9%以上の目標伸び率、4年間の場合は12%以上の目標伸び率とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、各産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、合併により各駅周辺の中心市街地、海岸エリア、市域東部の丘陵地と広域に分布している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が西尾市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があるため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進など多様である。本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

③認定にあたっては、中小企業等の経営強化に関する基本方針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段を取ることができるものとする。ただし、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないように配慮する。

④本市は、導入促進基本計画及び先端設備等導入計画の進捗状況を調査し、把握するように努めるものとする。